

1 第11次計画の位置付け

根拠法：交通安全対策基本法

国の第11次交通安全基本計画（令和3年3月29日決定）に基づき、東京都交通安全対策会議が策定する、都内の陸上交通の安全に関する諸施策の大綱であり、区市町村が作成する交通安全計画の指針となるもの（計画期間：令和3年度から令和7年度までの5か年）

2 第11次計画の目標

（1）道路交通事故の目標

令和7年までに死者数「110人以下」

令和7年までに死傷者数「27,000人以下」

（2）鉄道事故の目標

乗客の死者数ゼロの継続及び運転事故全体の死者数の減少を目指す

（3）踏切事故の目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止する

第1部 総論

- 第1章 はじめに
- 第2章 道路交通事故の現状
- 第3章 鉄道及び踏切の事故の現状
- 第4章 第11次東京都交通安全計画の目標
- 第5章 重視すべき視点

- 1 高齢者及び子供の交通安全の確保
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 二輪車の安全対策の推進
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 先端技術の活用
- 6 「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進
- 7 東京2020大会を踏まえた交通安全

第2部 講じようとする施策

第1編 道路交通の安全

- 第1章 道路交通環境の整備
- 第2章 交通安全意識の啓発
- 第3章 道路交通秩序の維持
- 第4章 安全運転と車両の安全性確保
- 第5章 救助・緊急体制の整備
- 第6章 被害者の支援
- 第7章 災害に強い交通施設等の整備及び
災害時の交通安全の確保
- 第8章 調査研究の推進

第2編 鉄道及び踏切の交通安全

- 第1章 鉄道の交通安全
- 第2章 踏切の交通安全

付属資料

第1部 総論

- 第1章 はじめに
- 第2章 道路交通事故の現状
- 第3章 鉄道及び踏切の事故の現状
- 第4章 第12次東京都交通安全計画の目標
- 第5章 重視すべき視点

- 1 高齢者及び子供の交通安全の確保
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 二輪車の安全対策の推進
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 先端技術の活用
- 6 新たなモビリティへの対応（新規追加予定）

第2部 講じようとする施策

第1編 道路交通の安全

- 第1章 道路交通環境の整備
- 第2章 交通安全意識の啓発
- 第3章 道路交通秩序の維持
- 第4章 安全運転と車両の安全性確保
- 第5章 救助・緊急体制の整備
- 第6章 被害者の支援
- 第7章 災害に強い交通施設等の整備及び
災害時の交通安全の確保
- 第8章 調査研究の推進

第2編 鉄道及び踏切の交通安全

- 第1章 鉄道の交通安全
- 第2章 踏切の交通安全

付属資料